

法人税減税「5%引き下げ」(日本)

1. 「法人税」とは？

法人税とは、企業などの法人が得た所得(売り上げから必要経費などを差し引いた額)に課税される税金のことです。個人の所得に課税される所得税と並んで、日本の税制の中心となる税金です。

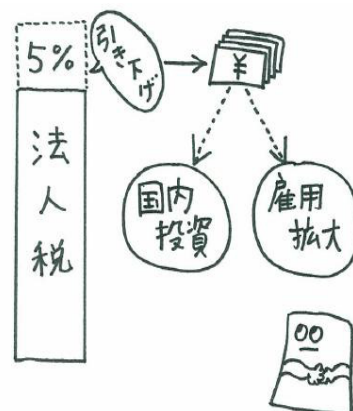
日本は法人税が高いとよく言われますが、実際に法人税の法人実効税率(国税・地方税の合計)は約40%と、アメリカと並んで世界で最も高い水準です。

2. 最近の動向

菅総理大臣は13日、「平成23年度税制改正」の焦点になっていた法人税の減税について、国税と地方税を合わせた法人実効税率(現在40.7%)を5%引き下げるよう野田財務大臣ら関係閣僚に指示しました。

政府が成長戦略として掲げる国際競争力の強化や雇用拡大の実現には、法人税の5%減税が必要と、菅総理大臣自らが最終決定したものです。

法人税の減税については、地方税を含めた実効税率で5%引き下げを断行すべきだとする玄葉国家戦略担当大臣と、代替財源の確保が見込まれる国税分の3%分だけ減税すべきだとする野田財務大臣の間で、意見の対立が続いていました。



3. 今後の展開

今後留意すべき点は、今回の減税分が、新たに投資されずに企業内に留まった場合(企業の内部留保)、国内の雇用拡大にもつながらなければ、個人所得の増加にもつながらないということです。

今回の減税措置で1兆5,000億円の税収減が見込まれることから、政府は新たな財源を探すことになりませんが、その一方で企業にも減税メリットを活かした積極的な投資活動が求められることになります。

財務省は現在、減税分の新たな財源として、所得税や相続税などの見直しによる増収分を充てる方針を示しています。また、最終的に減税分がカバーできない場合には、国債の発行などで賄う可能性も出てくるものと思われます。しかし、所得税や相続税などの見直しは個人に対する増税であり、国債の増発は国民の借金を増やすことにつながります。来週末にも予定されている来年度予算の政府案決定の際に、この不足分がどのような形で補われることになるのか注目が集まります。

弊社マーケットレポート

検索!!

2010年12月06日【キーワード No.461】「企業の設備投資」3年半ぶりの増加(日本)

2010年11月30日【デیلیー No.754】日本の消費者物価指数(10月)～たばこ税の引き上げなどで、物価下落圧力は大幅に緩和～

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用…申込手数料 上限3.675%(税込)

…換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

…信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用…信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用…監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものであり、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社